

# 兵庫県公報

令和6年8月20日 火曜日 第542号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

告 示	ページ
○ 知事許可漁業の制限措置の内容等（水産漁港課）	1
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	10
○ 同 上（同）	11
○ 同 上（同）	11
○ 同 上（同）	12
○ 同 上（同）	13
○ 同 上（同）	14
○ 同 上（同）	15
○ 同 上（同）	15
○ 同 上（同）	16
○ 同 上（同）	17
○ 同 上（同）	19
○ 同 上（同）	19
○ 同 上（同）	20
○ 同 上（同）	21
○ 同 上（同）	22
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	24
<b>公 告</b>	
○ 軽油引取税に係る免税軽油使用者証の無効公告（税務課）	26
○ 入札公告（物品管理課）	26
○ 同 上（同）	29
<b>教育委員会告示</b>	
○ 博物館の登録	32
<b>公安委員会告示</b>	
○ 技能検定員審査の実施	32
○ 教習指導員審査の実施	33

## 告 示

### 兵庫県告示第776号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、同法第57条第1項の農林水産省令で定める小型機船底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和6年8月20日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
神戸市	手繰第2種漁業 こぎ網漁業	別記1の1 (注)	周年	別記2	5トン 未満	2隻	定めなし
	手繰第2種漁業 ちんこぎ網漁業	別記1の1 (注)	同上				
	手繰第2種漁業 いかなごぱっち 網漁業	別記1の2及 び3 (注)	2月5日から 7月15日まで				
	その他の小型機 船底びき網漁業 板びき網漁業	別記1の4	周年				
明石浦	手繰第2種漁業 こぎ網漁業	別記1の5 (注)	同上	同上	同上	1隻	同上
	手繰第2種漁業 ちんこぎ網漁業	別記1の5 (注)	同上				
	手繰第2種漁業 いかなごぱっち 網漁業	別記1の2 (注)	2月5日から 7月15日まで				
		別記1の6 (注)	3月1日から 7月15日まで				
北淡	手繰第2種漁業 こぎ網漁業	別記1の7 (注)	周年	同上	同上	1隻	同上
	手繰第2種漁業 ちんこぎ網漁業	別記1の7 (注)	同上				
	手繰第2種漁業 いかなごぱっち 網漁業	別記1の6 (注)	3月1日から 7月15日まで				
		別記1の8 (注)	2月5日から 7月15日まで 及び11月25日 から12月4日 まで				

	手繰第3種漁業 石こぎ網漁業	別記1の9 (注)	10月20日から 翌年5月31日 まで				
	手繰第3種漁業 まんが漁業	別記1の10 (注)	10月20日から 翌年4月30日 まで				
一宮町	手繰第2種漁業 こぎ網漁業	別記1の11 (注)	周年	同上	同上	1隻	同上
	手繰第2種漁業 ちんこぎ網漁業	別記1の11 (注)	同上				
	手繰第2種漁業 いかなごぱっち 網漁業	別記1の8 (注)	2月5日から 7月15日まで 及び11月25日 から12月4日 まで				
	手繰第3種漁業 石こぎ網漁業	別記1の12 (注)	10月20日から 翌年5月31日 まで				
	手繰第3種漁業 まんが漁業	別記1の13 (注)	10月20日から 翌年4月30日 まで				
	その他の小型機 船底びき網漁業 板びき網漁業	別記1の14 (注)	4月1日から 12月31日まで				
		別記1の15 (注)	6月1日から 12月31日まで				

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

- 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間  
令和6年8月20日から同年9月20日まで

3 備考

- (1) 許可の有効期間  
この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和7年3月31日までとする。
- (2) 許可又は起業の認可に付する条件  
この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次の表に掲げる内容の条件を付けることがある。

地区	条件
神戸市	別記3の1、4、5、7、8、9、10、11、12、15、16、21、25
明石浦	別記3の3、4、5、7、8、9、10、13、14、15、17、18、19、20
北淡	別記3の3、5、6、7、8、9、10、11、12、15、17、18、19、22、24
一宮町	別記3の2、5、6、7、8、9、10、11、12、15、16、23、24、25

## 別記1 操業区域

- 1 神戸港第4突堤南東端より164度の線以西の神戸市海面及び同突堤南東端より164度の線以东の兵庫県海面。ただし、神戸港及び尼崎西宮芦屋港防波堤内（和田防波堤、同防波堤突端から第1防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から第6防波堤基部まで引いた線、同防波堤突端から第7防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から西宮防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から尼崎沖埋立処分場南西端（北緯34度40分48秒、東経135度22分33秒）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面）及び共同漁業権の区域を除く。
- 2 神戸市須磨区妙法寺川河口右岸から174度の線、淡路市仮屋港南防波堤灯台中心点から大阪府泉大津市泉大津沖埋立処分場2号灯中心点を見通した線、神戸市垂水区平磯灯標中心点から174度の線及びその延長線並びに神戸市の海岸線によって囲まれた海域。ただし、共同漁業権の区域及び最大高潮時海岸線から1,000メートルの距離の線以内の海域を除く。
- 3 北緯34度33分56秒東経135度1分5秒の点（淡路市赤崎）から123度の線、同市津田の鼻突端から123度（マイルポスト見通線）の線の間であって最大高潮時海岸線から2,000メートルの距離の線によって囲まれた海域。ただし、共同漁業権の区域及び最大高潮時海岸線から500メートルの距離の線以内の海域を除く。
- 4 大阪湾における禁止解除区域のうち操業区域の1
- 5 神戸市兵庫区和田岬から東播磨港伊保灯台より姫路市上島灯台を見通した線までの海面。ただし、共同漁業権の区域及び神戸市垂水区平磯灯標と鹿ノ瀬カンタマ南灯浮標を結んだ線以南であって、明石市明石港東外港西防波堤灯台から144度の線から明石市明石港東外港西防波堤灯台と淡路市江崎灯台を結ぶ線に至る間の区域を除く。
- 6 明石市古波止から197度の線、淡路市江崎灯台中心点と香川県小豆郡小豆島町大角鼻突端とを結んだ直線、同市江井港西防波堤灯台中心点と姫路市上島灯台中心点とを結んだ直線及びその延長線並びに同市飾磨区から明石市古波止に至る間の海岸線によって囲まれた海域。ただし、共同漁業権の区域及び最大高潮時海岸線から1,000メートルの距離の線以内の海域を除く。
- 7 淡路市野島江崎から洲本市五色町鳥飼浦までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 8 淡路市野島川河口右岸と姫路市上島灯台中心点とを結んだ直線、神戸市横尾山頂上と淡路市江崎灯台中心点とを結んだ直線の延長線、同市尾崎と同市郡家との最大高潮時海岸線における境界点と上島灯台中心点とを結んだ直線及び同市の海岸線によって囲まれた海域。ただし、共同漁業権の区域及び最大高潮時海岸線から1,000メートルの距離の線以内の海域を除く。
- 9 淡路市野島江崎から洲本市五色町鳥飼浦までの海面。ただし、共同漁業権の区域及び淡路市室津港西防波堤灯台と同市明神鼻から309度1,000メートルの点を結ぶ線及びその延長線以东の区域のうち、同市明神鼻から309度の線以南の兵庫県海面を除く。
- 10 淡路市江井崎から洲本市五色町鳥飼浦までの海面。ただし、共同漁業権の区域及び淡路市室津港西防波堤灯台と同市明神鼻から309度1,000メートルの点を結ぶ線及びその延長線以东の区域のうち、同市明神鼻から309度の線以南の兵庫県海面を除く。
- 11 淡路市野島江崎から南あわじ市阿那賀までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 12 淡路市野島江崎から南あわじ市阿那賀までの海面。ただし、共同漁業権の区域及び4月1日から5月31日までの間の南あわじ市松帆慶野から同市阿那賀に至る地先海面、並びに淡路市室津港西防波堤灯台と同市明神鼻から309度1,000メートルの点を結ぶ線及びその延長線以东の区域のうち、同市明神鼻から309度の線以南の兵庫県海面を除く。
- 13 淡路市江井崎から南あわじ市丸山崎までの海面。ただし、共同漁業権の区域及び淡路市室津港西防波堤灯台と同市明神鼻から309度1,000メートルの点を結ぶ線及びその延長線以东の区域のうち、同市明神鼻から309度の線以南の兵庫県海面を除く。
- 14 播磨灘における禁止解除区域（淡路市江井崎突端、播磨灘航路第4号灯浮標、姫路市松島南端及び香川県小豆郡小豆島町金ヶ崎東端を順次結ぶ線以北の区域）のうち淡路市江井崎から南あわじ市丸山崎までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 15 播磨灘における禁止解除区域（淡路市江井崎突端、播磨灘航路第4号灯浮標、姫路市松島南端及び香川県小豆郡小豆島町金ヶ崎東端を順次結ぶ線以南の区域）のうち淡路市江井崎から南あわじ市丸山崎までの海面。ただし、共同漁業権の区域及び淡路市室津港西防波堤灯台と同市明神鼻から309度1,000メートルの点を結ぶ線及びその延長線以东の区域のうち、同市明神鼻から309度の線以南の兵庫県海面を除く。

別記2 推進機関の馬力数

48キロワット又は旧漁船法馬力数（漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）による改正前の漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）に基づいて算出した馬力数をいう。）15馬力以下

別記3 条件

- 1 兵庫県、大阪府界から尼崎沖埋立処分場南西端（北緯34度40分48秒、東経135度22分33秒）に至る間及び神戸港和田防波堤基部以西の最大高潮時海岸線並びに神戸港第1防波堤及び同第6防波堤並びに同第1防波堤南東端と同第6防波堤基部を結ぶ線から1,000メートル以内の海面においては、操業してはならない。ただし、手繰第2種漁業いかなごぱち網漁業については、操業区域のとおりとする。
- 2 次の(1)と(3)とを結んだ直線と(2)と(4)とを結んだ直線との間における海域のうち兵庫県海面並びに最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の海面においては、操業してはならない。
  - (1) 南あわじ市丸山崎西端
  - (2) 南あわじ市釣島鼻突端
  - (3) 徳島県鳴門市瀬方鼻突端
  - (4) 徳島県鳴門市中瀬灯標中心点
- 3 最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の海面においては、操業してはならない。
- 4 滑走装置を備えた漁具を使用してはならない。
- 5 手繰第2種漁業は、同時に使用する網の数は2帖を超えてはならない。
- 6 滑走装置を備えた漁具を使用してはならない。ただし、手繰第3種漁業まんが漁業についてはこの限りではない。
- 7 たちうおを目的として操業してはならない。
- 8 たこつぼ漁業、いいだこつぼ漁業、いかせん漁業及び延縄漁業の操業を妨げてはならない。
- 9 手繰第2種漁業は、鉄鎖以外の金属性の沈子、前沈子を使用してはならない。
- 10 手繰第2種漁業に使用する手木の高さは60センチメートルを超えてはならない。
- 11 手繰第2種漁業に使用する張木の長さは20メートルを超えてはならない。
- 12 手繰第2種漁業で16メートル以下の張木を使用するときは、漁具を曳網する曳綱は、1本を超えてはならない。
- 13 手繰第2種漁業に使用する張木の長さは16メートルを超えてはならない。
- 14 手繰第2種漁業は、漁具を曳網する曳綱は、1本を超えてはならない。
- 15 ちんこぎ網漁業に使用する鉄鎖は、太さ12ミリメートル、本数2本を超えてはならない。
- 16 張木の長さ7メートル未満のちんこぎ網漁業を操業してはならない。
- 17 張木の長さ7メートル未満のちんこぎ網漁業は、手木と張木が一体をなす構造にあつては、金属製手木を使用してはならない。
- 18 張木の長さ7メートル未満のちんこぎ網漁業は、たこつぼ漁業及びいかせん漁業との調整に関する協定を遵守しなければならない。
- 19 張木の長さ7メートル未満のちんこぎ網漁業は、淡路市室津、尾崎界と播磨灘航路第5号灯浮標を結ぶ線以南の淡路西浦地先海面においては、操業してはならない。
- 20 張木の長さ7メートル未満のちんこぎ網漁業は、神戸市、明石市界と淡路市松帆埼を結ぶ線以東の大阪湾においては、操業してはならない。
- 21 板びき網漁業は、午後3時30分から翌日午前3時30分に至る間は、操業してはならない。
- 22 手繰第3種漁業は、次表の上欄の期間につき、それぞれ下欄の時間以外は、操業してはならない。

期間	3月から4月まで	5月から8月まで	9月から10月まで	11月から翌年2月まで
時間	午前5時から 午後7時まで	午前4時から 午後8時まで	午前5時から 午後7時まで	午前6時から 午後6時まで

- 23 手繰第3種漁業及び板びき網漁業は、次表の上欄の期間につき、それぞれ下欄の時間以外は、操業してはならない。

期間	3月から4月まで	5月から8月まで	9月から10月まで	11月から翌年2月まで
時間	午前5時から 午後7時まで	午前4時から 午後8時まで	午前5時から 午後7時まで	午前6時から 午後6時まで

24 手繰第3種漁業で同時に使用する桁網は5丁を超えてはならない。なお、同時に桁網を2丁以上使用する場合は、桁の幅は2メートル58センチメートルを超えてはならない。また桁網の数が1丁の場合は、桁の幅は3メートル60センチメートルを超えてはならない。

25 板びき網漁業に使用する板の大きさは、長さ1メートル25センチメートル、幅60センチメートルを超えてはならない。



**兵庫県告示第777号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、同法第57条第1項の農林水産省令で定める小型機船底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和6年8月20日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
明石浦	手繰第2種漁業 なまここぎ網漁業	共第9号共同漁業権漁場の区域。ただし、水深20メートル以浅の区域及び共第32号共同漁業権漁場の区域は除く。	12月1日から翌年2月末日まで	別記1	5トン未満	10隻	別記2
坊勢	手繰第2種漁業 なまここぎ網漁業	共第68、69、70、71、72、73、74、75号共同漁業権漁場	12月1日から翌年3月31日まで	同上	同上	2隻	同上

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和6年10月15日から同年11月15日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和6年12月1日から令和7年11月30日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次の表に掲げる内容の条件を付けることがある。

地区	条件
明石浦	別記3の1、2、3、4、5、6、7、8、9
坊勢	別記3の1、9

別記1 推進機関の馬力数

48キロワット又は旧漁船法馬力数（漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）による改正前の漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）に基づいて算出した馬力数をいう。）15馬力以下

別記2 漁業を営む者の資格

操業区域の漁業権の行使権を有する者又は操業区域の漁業権者の同意を得ている者

別記3 条件

- 1 同時に使用する網の数は2帖を越えてはならない。
- 2 日没時から日出時に至る間は操業してはならない。
- 3 沈子、前沈子を使用してはならない。
- 4 手木の高さは、60センチメートルを超えてはならない。
- 5 張木の長さは、7メートル未満でなければならない。
- 6 漁具を曳網する曳網は1本を超えてはならない。
- 7 滑走装置を備えた漁具を使用してはならない。
- 8 たこつぼ漁業、いいだこつぼ漁業、いかせん漁業及び延縄漁業の操業を妨げてはならない。
- 9 なまこ以外の水産動植物を採捕してはならない。



兵庫県告示第778号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、同法第57条第1項の農林水産省令で定める小型機船底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和6年8月20日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
岩見	手繰第2種漁業 なまここぎ網漁業	共第61-1号 共同漁業権漁場	11月1日から 翌年4月30日 まで	別記1	5トン 未満	4隻	別記2
室津	手繰第2種漁業 なまここぎ網漁業	共第61-2号 共同漁業権漁場	同上	同上	同上	10隻	同上

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和6年9月15日から同年10月16日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和6年11月1日から令和7年10月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。

ア 同時に使用する網の数は2帖を越えてはならない。

イ 滑走装置を備えた漁具を使用してはならない。

ウ なまこ以外の水産動植物を採捕してはならない。

別記1 推進機関の馬力数

48キロワット又は旧漁船法馬力数（漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）による改正前の漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）に基づいて算出した馬力数をいう。）15馬力以下

別記2 漁業を営む者の資格

操業区域の漁業権の行使権を有する者又は操業区域の漁業権者の同意を得ている者



兵庫県告示第779号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、同法第57条第1項の農林水産省令で定める小型機船底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和6年8月20日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
伊保大塩町	手繰第2種漁業 なまここぎ網漁業	共第23号及び共第53号共同漁業権漁場	11月1日から翌年4月30日まで	別記1	5トン未満	9隻	別記2
的形	手繰第2種漁業 なまここぎ網漁業	共第53号共同漁業権漁場	同上	同上	同上	4隻	同上
大津	手繰第2種漁業 なまここぎ網漁業	共第59号共同漁業権漁場	同上	同上	同上	3隻	同上
網干	手繰第2種漁業 なまここぎ網漁業	共第60号共同漁業権漁場	12月1日から翌年4月30日まで	同上	同上	4隻	同上
相生	手繰第2種漁業 なまここぎ網漁業	共第62号共同漁業権漁場	11月1日から翌年4月30日まで	同上	同上	9隻	同上
赤穂市	手繰第2種漁業 なまここぎ網漁業	共第63、64、66号共同漁業権漁場	同上	同上	同上	10隻	同上
富島	手繰第2種漁業 なまここぎ網漁業	共第118号共同漁業権漁場の区域のうち、最大高潮時海岸線から750メートル以内の区域	12月1日から翌年3月31日まで	同上	同上	5隻	同上
室津浦	手繰第2種漁業 なまここぎ網漁業	共第125号共同漁業権漁場の区域	3月1日から4月30日まで	同上	同上	13隻	同上

五色町	手繰第2種漁業 なまここぎ網漁業	第131号共同漁業権漁場のうち、次のB点とイを結んだ線以南の区域 B 洲本市五色町仏崎西端 イ Bから292度1,000メートルの点	12月1日から12月31日まで	同上	同上	6隻	同上
湊	手繰第2種漁業 なまここぎ網漁業	共第133号共同漁業権漁場の区域	3月1日から4月30日まで及び11月20日から12月27日まで	同上	同上	4隻	同上
丸山	手繰第2種漁業 なまここぎ網漁業	共第134号共同漁業権漁場のうち鰹崎から270度の線以北の海面	3月1日から4月30日まで	同上	同上	1隻	同上

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間  
令和6年9月15日から同年10月16日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和6年11月1日から令和9年10月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。

地区	条件
伊保、大塩町	別記3の1、2、3
的形	別記3の1、2、3
大津	別記3の1、2、3
網干	別記3の1、2、3
相生	別記3の1、2、3
赤穂市	別記3の1、2、3
富島	別記3の1、2、3
室津浦	別記3の1、2、3
五色町	別記3の1、3、4、5
湊	別記3の1、3
丸山	別記3の1、2、3

別記1 推進機関の馬力数

48キロワット又は旧漁船法馬力数（漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）

による改正前の漁船法施行規則（昭和25年農林省令95号）に基づいて算出した馬力数をいう。）15馬力以下  
別記2 漁業を営む者の資格

操業区域の漁業権の行使権を有する者又は操業区域の漁業権者の同意を得ている者

別記3 条件

- 1 同時に使用する網の数は2帖を越えてはならない。
- 2 滑走装置を備えた漁具を使用してはならない。
- 3 なまこ以外の水産動植物を採捕してはならない。
- 4 鉄鎖以外の金属製の沈子、前沈子を使用してはならない。
- 5 鉄鎖は、太さ12ミリメートル、本数2本を超えてはならない。



兵庫県告示第780号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、同法第57条第1項の農林水産省令で定める小型機船底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和6年8月20日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
一宮町	手繰第2種漁業 なまここぎ網漁業	共第126号共同漁業権のうち江井港西防波堤上旧灯台跡（北緯34度28分12.769秒東経134度49分47.121秒）から真方位314度以南の区域	12月16日から翌年4月30日まで	別記1	5トン未満	1隻	別記2

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和6年10月15日から同年11月15日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和6年12月1日から令和9年10月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次の表に掲げる内容の条件を付けることがある。

- ア 同時に使用する網の数は2帖を越えてはならない。
- イ 滑走装置を備えた漁具を使用してはならない。
- ウ なまこ以外の水産動植物を採捕してはならない。

別記1 推進機関の馬力数

48キロワット又は旧漁船法馬力数（漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）による改正前の漁船法施行規則（昭和25年農林省令95号）に基づいて算出した馬力数をいう。）15馬力以下

別記2 漁業を営む者の資格

操業区域の漁業権の行使権を有する者又は操業区域の漁業権者の同意を得ている者



**兵庫県告示第781号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、同法第57条第1項の農林水産省令で定める小型機船底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和6年8月20日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
相生	手繰第2種漁業 かきこぎ網漁業	相生市地先の区 第508、509、510、 511、512、522号 区画漁業権漁場の区域	1月5日から 4月30日まで	別記1	5トン 未満	5隻	別記2

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和6年9月15日から同年10月16日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和6年11月1日かから令和9年10月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。

- ア 同時に使用する網の数は2帖を越えてはならない。
- イ 鉄鎖以外の金属性の沈子、前沈子を使用してはならない。
- ウ 鉄鎖は、太さ12ミリメートル、本数2本を越えてはならない。
- エ 手木と張木が一体をなす構造にあっては、金属製手木を使用してはならない。
- オ 落ちがき以外の水産動植物を採捕してはならない。
- カ 滑走装置を備えた漁具を使用してはならない。

別記1 推進機関の馬力数

48キロワット又は旧漁船法馬力数（漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）による改正前の漁船法施行規則（昭和25年農林省令95号）に基づいて算出した馬力数をいう。）15馬力以下

別記2 漁業を営む者の資格

操業区域の漁業権の行使権を有する者又は操業区域の漁業権者の同意を得ている者



**兵庫県告示第782号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、同法第57条第1項の農林水産省令で定める小型機船底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和6年8月20日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
東播磨、高砂	手繰第3種漁業 あさり貝桁網漁業	別記1の1	3月1日から 5月31日まで	別記2	5トン未満	12隻	別記3
大塩町	手繰第3種漁業 あさり貝桁網漁業	別記1の2	3月1日から 4月30日まで	同上	同上	2隻	同上

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和6年9月15日から同年10月16日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和6年11月1日から令和9年10月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。

ア 同時に使用する桁網は5丁を越えてはならない。

イ あさり以外の水産動物を採捕してはならない。

ウ 滑走装置を備えた漁具を使用してはならない。

エ 日没時から日出時に至る間は操業してはならない。

別記1 操業区域

1 共第20号共同漁業権漁場

2 共第53号共同漁業権漁場のうち、最大高潮時海岸線における姫路市の形町、大塩町界から199度の線以東で、最大高潮時海岸線から1,000メートルの距離以内の海域

別記2 推進機関の馬力数

48キロワット又は旧漁船法馬力数（漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）による改正前の漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）に基づいて算出した馬力数をいう。）15馬力以下

別記3 漁業を営む者の資格

操業区域の漁業権の行使権を有する者又は操業区域の漁業権者の同意を得ている者



兵庫県告示第783号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、同法第57条第1項の農林水産省令で定める小型機船底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和6年8月20日

兵庫県知事 斎藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
神戸市 東部	手繰第3種漁業 石ごぎ網漁業	別記1	1月1日から 3月31日まで	別記2	5トン未満	9隻	定めなし

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和6年9月15日から同年10月16日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和6年11月1日から令和9年10月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。

ア 兵庫県、大阪府界からの尼崎沖埋立処分場南西端に至る間の最大高潮時海岸線並びに神戸港第1防波堤及び同第6防波堤並びに同第1防波堤南東端と同第6防波堤基部を結ぶ線から1,000メートル以内の海面においては、操業してはならない。

イ 日没時から日出時に至る間は操業してはならない。

ウ たこつぼ漁業、いいたこつぼ漁業、いかせん漁業及び延縄漁業の操業を妨げてはならない。

エ 手繰第3種漁業で同時に使用する桁網は5丁を越えてはならない。なお、同時に桁網を2丁以上使用する場合は、桁の幅は2メートル58センチメートルを超えてはならない。また桁網の数が1丁の場合は、桁の幅は3メートル60センチメートルを超えてはならない。

オ 滑走装置を備えた漁具を使用してはならない。

カ たちうおを目的として操業してはならない。

別記1 操業区域

神戸港第4突堤南東端より164度の線以東の兵庫県海面。ただし、神戸港及び尼崎西宮芦屋港防波堤内（第6防波堤、同防波堤突端から第7防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から西宮防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から尼崎沖埋立処分場南西端（北緯34度40分48秒、東経135度22分33秒）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面）を除く。

別記2 推進機関の馬力数

48キロワット又は旧漁船法馬力数（漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）による改正前の漁船法施行規則（昭和25年農林省令95号）に基づいて算出した馬力数をいう。）15馬力以下



兵庫県告示第784号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第6号に掲げる機船船びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和6年8月20日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
北淡 一宮町 五色町	さより 船びき網漁業	淡路市野島江崎から洲本市五色町までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。(注)	5月20日から 11月30日まで	別記1	5トン未満	4隻	定めなし

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和6年8月20日から同年9月20日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和8年12月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。

- ア 網船（許可証記載の船舶）に動力船を連結して曳網（通称「さきこぎ」）してはならない。
- イ 日没時から日出時に至る間は操業してはならない。
- ウ 使用する火船の隻数及び当該火船の電気設備は、それぞれ次表に掲げる範囲内でなければならない。

火船の隻数	電気設備	
	火船1隻当たりの設備容量	1統当たりの総設備容量
2隻以下	集魚燈に使用する電球 500ワット以下	1,000ワット以下

別記1 推進機関の馬力数

	推進機関の馬力数
小型機船底びき網漁業との兼業船	48キロワット又は旧漁船法馬力数15馬力以下（注）
上記以外の船舶	110キロワット又は旧漁船法馬力数35馬力以下。ただし、48キロワット（旧漁船法馬力数については15馬力）を超える機関については、瀬戸内海適合機関を使用しなければならない。

（注）「旧漁船法馬力数」とは、漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）による改正前の漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）に基づいて算出した馬力数をいう。



兵庫県告示第785号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第7号に掲げる五智網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和6年8月20日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
一宮	たい、あじ五智網漁業	淡路市野島江崎から洲本市五色町に至る海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。 （注）	3月1日から11月30日まで	定めなし	定めなし	1隻	定めなし

（注）協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和6年8月20日から同年9月20日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和9年3月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、「あじを目的とする一本釣り、ひき縄漁業の操業を妨げてはならない。」旨の条件を付けることがある。



**兵庫県告示第786号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第10号に掲げる刺し網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和6年8月20日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
神戸市	建網漁業	別記の1（注）	周年	定めなし	定めなし	3隻	定めなし
二見町 播磨町 加古川市 高砂市	同上	別記の2（注）	同上	同上	同上	1隻	同上

（注）協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和6年8月20日から同年9月20日まで

3 備考

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和7年12月31日までとする。

別記 操業区域

- 1 大阪府、兵庫県界から神戸市、明石市界に至る兵庫県海面。ただし、神戸港及び尼崎西宮芦屋港防波堤内（和田防波堤、同防波堤突端から第1防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から第6防波堤基部まで引いた線、同防波堤突端から第7防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から西宮防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から尼崎沖埋立処分場南西端（北緯34度40分48秒、東経135度22分33秒）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面）及び共同漁業権の区域を除く。
- 2 明石市江井島港西防波堤灯台と鹿ノ瀬高蔵瀬東灯浮標を結ぶ線及び淡路市江崎灯台と姫路市上島を結ぶ線並びに高砂市東播磨港伊保灯台と姫路市上島を結ぶ線によって囲まれた区域。ただし、共同漁業権の区域を除く。



**兵庫県告示第787号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第11号に掲げるひき縄漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和6年8月20日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
江井ヶ島	ひき縄漁業	神戸市兵庫区和田岬から姫路市飾磨区妻鹿までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。(注)	周年	定めなし	定めなし	2隻	定めなし
播磨町	同上	明石市から播磨町までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。(注)	同上	同上	同上	1隻	同上
相生赤穂	同上	相生市及び赤穂市地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。(注)	5月1日から11月30日まで	同上	同上	1隻	同上
洲本津名東浦	同上	洲本市から淡路市松帆に至る海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。(注)	周年	同上	同上	1隻	同上

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和6年8月20日から同年9月20日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和7年12月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、「くろまぐろを漁獲した場合は、漁獲実績を速やかに知事に報告しなければならない。」旨の条件を付けることがある。



兵庫県告示第788号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則(令和2年兵庫県規則第48号)第4条第1項第14号に掲げる潜水器漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和6年8月20日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
兵庫	なまこ潜水器漁業	別記1	11月1日から翌年4月30日まで	定めなし	定めなし	1隻	別記2

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間  
令和6年9月15日から同年10月16日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和6年11月1日から令和7年10月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。

- ア 日没から日の出に至る間操業してはならない。
- イ なまこ以外の水産動植物を採捕してはならない。
- ウ 下記潜水士以外の者を潜水させてはならない。

潜水士名	
------	--

別記1 操業区域

次のア、イ、ウ及びエを順次結んだ線及び最大高潮時海岸線で囲まれた区域。ただし、神戸灯台中心点と神戸市神戸港長田防波堤基部を結んだ線以北の海面は除く。

- A 神戸市神戸港和田岬防波堤東端
- B Aから220度490メートルの点
- ア 最大高潮時海岸線における神戸市長田区・須磨区界
- イ アから159度1,000メートルの点
- ウ Bから139度885メートルの点
- エ ウから319度の線と最大高潮時海岸線との交点

別記2 漁業を営む者の資格

操業区域の漁業権の行使権を有する者又は操業区域の漁業権者の同意を得ている者



兵庫県告示第789号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第14号に掲げる潜水器漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和6年8月20日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置							
	漁業種類	操業区域	魚種	漁業時期	推進機 関の馬 力数	総トン 数	隻数	漁業を 営む者 の資格
神戸	なまこ・うちむらさき・あわび・さざえ 潜水器漁業	別記1の1	なまこ、あわび、さざえ	12月1日から翌年4月30日まで	定めなし	定めなし	3隻	別記2
			うちむらさき	12月1日から翌年5月31日まで				
神戸西	なまこ・うちむらさき・あわび・さざえ 潜水器漁業	別記1の2	なまこ、あわび、さざえ	12月1日から翌年4月30日まで	同上	同上	2隻	同上
			うちむらさき	12月1日から翌年5月31日まで				

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和6年10月15日から同年11月15日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和6年12月1日から令和7年11月30日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。

ア 日没から日の出に至る間操業してはならない。

イ なまこ・うちむらさき・あわび・さざえ以外の水産動植物を採捕してはならない。

ウ 下記潜水士以外の者を潜水させてはならない。

潜水士名	
------	--

別記1 操業区域

1 共第2号共同漁業権漁場の区域及び次のア、イ、ウ及びエを順次結んだ線及び最大高潮時海岸線で囲まれた区域。ただし、神戸灯台中心点と神戸市神戸港長田防波堤基部を結んだ線以北の海面は除く。

A 神戸市神戸港和田岬防波堤東端

B Aから220度490メートルの点

ア 最大高潮時海岸線における神戸市長田区・須磨区界

イ アから159度1,000メートルの点

ウ Bから139度885メートルの点

エ ウから319度の線と最大高潮時海岸線との交点

2 共第2号共同漁業権漁場の区域

別記2 漁業を営む者の資格

操業区域の漁業権の行使権を有する者又は操業区域の漁業権者の同意を得ている者



**兵庫県告示第790号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第14号に掲げる潜水器漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和6年8月20日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
明石	みるくい・なみがい・たいらぎ潜水器漁業	別記（注）	11月1日から翌年5月31日まで	定めなし	定めなし	33隻	定めなし

（注）協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和6年9月15日から同年10月16日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和6年11月1日から令和9年10月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。

- ア 日没から日の出に至る間操業してはならない。
- イ みるくい、なみがい、たいらぎ以外の水産動植物を採捕してはならない。
- ウ 下記潜水土以外の者を潜水させてはならない。

潜水土名	
------	--

別記 操業区域

明石市魚住町以東の明石市地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

なお、共第24号の共同漁業権を有する者から、同号の共同漁業権区域を操業区域に含めることについて同意がある場合においても、操業区域には共第24号共同漁業権の区域を含めず「明石市魚住町以東の明石市地先海面。ただし、共同漁業権共第24号漁業権漁場（鹿ノ瀬）の区域を除く。」とする。



**兵庫県告示第791号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第14号に掲げる潜水器漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和6年8月20日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
明石	なまこ・さざえ潜水器漁業	別記1	12月1日から翌年4月30日まで	定めなし	定めなし	5隻	別記2

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間  
令和6年10月15日から同年11月15日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和6年12月1日から令和7年11月30日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。

- ア 日没から日の出に至る間操業してはならない。
- イ なまこ、さざえ以外の水産動植物を採捕してはならない。
- ウ 潜水士は1名とし、下記潜水士以外の者を潜水させてはならない。

潜水士名	
------	--

別記1 操業区域

共第9号共同漁業権漁場の区域（水深20メートル以浅の区域に限る）。ただし、共第32号共同漁業権漁場の区域は除く。

別記2 漁業を営む者の資格

操業区域の漁業権の行使権を有する者又は操業区域の漁業権者の同意を得ている者



兵庫県告示第792号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第16号に掲げるせん漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和6年8月20日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
二見町	いかかご漁業	明石市二見町から姫路市大塩町までの海面	4月15日から7月10日まで	定めなし	定めなし	1隻	操業区域の漁業権の行使権を有する者又は操業区域の漁業権者の同意を得ている者
		共第24号共同漁業権漁場（鹿ノ瀬）の区域	5月10日から7月31日まで				

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和6年8月20日から同年9月20日まで

3 備考

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和8年3月31日までとする。



**兵庫県告示第793号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第3号に掲げるなまこ漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和6年8月20日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

(1) 機船なまこ漁業

地区	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
兵庫	機船なまこ漁業（注）	別記の1	11月1日から翌年4月30日まで	定めなし	定めなし	5隻	定めなし
神戸	同上	別記の2	同上	同上	同上	1隻	同上
伊保	同上	別記の3	同上	同上	同上	4隻	同上
大塩町、的形	同上	別記の4	同上	同上	同上	11隻	同上
姫路市八木、白浜、中部、網干	同上	別記の5	同上	同上	同上	13隻	同上
家島町	同上	別記の6	同上	同上	同上	10隻	同上
由良町B	同上	別記の8	同上	同上	同上	4隻	同上
由良町C	同上	別記の9	同上	同上	同上	14隻	同上
岩屋	同上	別記の10	同上	同上	同上	13隻	同上
岩見	同上	別記の11	同上	同上	同上	5隻	同上

（注）漁業種類にある「機船なまこ漁業」とは船舶を使用するなまこ漁業をいう。

(2) 船舶により行わないもの

地区	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	漁業者の数	漁業を営む者の資格
兵庫	なまこ漁業（注）	別記の1	11月1日から翌年4月30日まで	—	—	5人	定めなし
由良町A	同上	別記の7	同上	—	—	37人	同上

（注）漁業種類にある「なまこ漁業」とは船舶を使用しないなまこ漁業をいう。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和6年9月15日から同年10月16日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和6年11月1日から令和7年10月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、「他の者を採捕に従事させてはならない。」旨の条件を付けることがある。

別記 操業区域

- 1 神戸市兵庫区和田岬から最大高潮時海岸線における同市長田区・須磨区界までの地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 2 神戸市兵庫区和田岬から最大高潮時海岸線における神戸市・明石市界までの地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 3 明石市二見町から姫路市飾磨区までの地先海面。ただし、姫路市家島町地先海面及び共同漁業権の区域を除く。
- 4 高砂市曾根町から姫路市網干区地先の共第60号共同漁業権漁場西端までの地先海面。ただし、姫路市家島町地先海面及び共同漁業権の区域を除く。
- 5 姫路市大塩町から姫路市網干区地先の共第60号共同漁業権漁場西端までの地先海面。ただし、姫路市家島町地先海面及び共同漁業権の区域を除く。
- 6 加古郡播磨町から姫路市網干区地先の共第60号共同漁業権漁場西端までの地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 7 洲本市、淡路市及び南あわじ市の地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 8 明石市から姫路市網干区地先の共第60号共同漁業権漁場西端までの地先海面。ただし、姫路市家島町地先海面及び共同漁業権の区域を除く。
- 9 尼崎市から神戸市兵庫区地先の共第1号共同漁業権漁場東端までの地先海面。ただし、神戸市地区の小型機船底びき網漁業の操業区域を除く。
- 10 淡路市岩屋地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 11 共第61-1号より北の兵庫県海面のうち、たつの市の区域



兵庫県告示第794号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第2号に掲げるあわび漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和6年8月20日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

(1) 機船あわび漁業

地区	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
兵庫	機船あわび漁業 (注)	別記の1	周年	定めなし	定めなし	5隻	定めなし
神戸	同上	別記の2	同上	同上	同上	1隻	同上
伊保	同上	別記の3	同上	同上	同上	4隻	同上
大塩町、的形	同上	別記の4	同上	同上	同上	9隻	同上
姫路市八木、白浜、中部、網干	同上	別記の5	同上	同上	同上	11隻	同上

家島町	同上	別記の6	同上	同上	同上	10隻	同上
由良町B	同上	別記の8	同上	同上	同上	4隻	同上
由良町C	同上	別記の9	同上	同上	同上	14隻	同上
岩屋	同上	別記の10	同上	同上	同上	13隻	同上
岩見	同上	別記の11	同上	同上	同上	5隻	同上

(注) 漁業種類にある「機船あわび漁業」とは船舶を使用するあわび漁業をいう。

(2) あわび漁業

地区	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	漁業者の数	漁業を営む者の資格
兵庫	あわび漁業	操業区域の1	周年	—	—	5人	定めなし
由良町A	同上	操業区域の7	同上	—	—	37人	同上

(注) 漁業種類にある「あわび漁業」とは船舶を使用しないあわび漁業をいう。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和6年10月15日から同年11月15日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和6年12月1日から令和7年11月30日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、「他の者を採捕に従事させてはならない。」旨の条件を付けることがある。

別記 操業区域

- 1 神戸市兵庫区和田岬から最大高潮時海岸線における同市長田区・須磨区界までの地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 2 神戸市兵庫区和田岬から最大高潮時海岸線における神戸市・明石市界までの地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 3 明石市二見町から姫路市飾磨区までの地先海面。ただし、姫路市家島町地先海面及び共同漁業権の区域を除く。
- 4 高砂市曾根町から姫路市網干区地先の共第60号共同漁業権漁場西端までの地先海面。ただし、姫路市家島町地先海面及び共同漁業権の区域を除く。
- 5 姫路市大塩町から姫路市網干区地先の共第60号共同漁業権漁場西端までの地先海面。ただし、姫路市家島町地先海面及び共同漁業権の区域を除く。
- 6 加古郡播磨町から姫路市網干区地先の共第60号共同漁業権漁場西端までの地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 7 洲本市、淡路市及び南あわじ市の地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 8 明石市から姫路市網干区地先の共第60号共同漁業権漁場西端までの地先海面。ただし、姫路市家島町地先海面及び共同漁業権の区域を除く。
- 9 尼崎市から神戸市兵庫区地先の共第1号共同漁業権漁場東端までの地先海面。ただし、神戸市地区の小型機船底びき網漁業の操業区域を除く。
- 10 淡路市岩屋地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 11 共第61-1号より北の兵庫県海面のうち、たつの市の区域



兵庫県告示795号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和6年8月20日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名  
 社会福祉法人あかりの家  
 高砂市北浜町北脇字池ノ内504番1  
 理事長 三原 憲 二
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
 ワークホーム高砂  
 高砂市伊保町中筋1331
- (3) 特定施設に関する事項

種 類	67号 洗浄施設 (No. 1)		67号 洗浄施設 (No. 2)		
	通常	最大	通常	最大	
能 力	91kg/回		35kg/回		
工 事 着 手 予 定 年 月 日	既 設		同 左		
工 事 完 成 予 定 年 月 日	既 設		同 左		
使 用 開 始 予 定 年 月 日	許 可 後		同 左		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	9時～17時 8時間		同 左		
使用時間の季節的変動の概要	なし		同 左		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	通常	最大	通常	最大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水 素 指 数)	7～11	7～11	7～11	7～11
	生 物 化 学 的 酸 素 要 求 量 (単 位 mg/L)	450	450	450	450
	化 学 的 酸 素 要 求 量 (単 位 mg/L)	300	300	300	300
	浮 遊 物 質 量 (単 位 mg/L)	250	250	250	250
	窒 素 含 有 量 (単 位 mg/L)	20	20	20	20
	リン 含 有 量 (単 位 mg/L)	2	2	2	2
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m <sup>3</sup> /日)	10	12	8	10	

備考 既設特定施設の使用方法を変更するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

67号 洗浄施設 (No. 3)		67号 洗浄施設 (No. 4)	
同 左		175kg/回	
同 左		同 左	
同 左		同 左	
同 左		同 左	
同 左		同 左	
同 左		同 左	
通常	最大	通常	最大
7~11	7~11	7~11	7~11
450	450	450	450
300	300	300	300
250	250	250	250
20	20	20	20
2	2	2	2
8	10	10	12

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 令和6年8月20日から同年9月10日まで
- (2) 場所 兵庫県環境部水大気課及び高砂市生活環境部環境経済室環境政策課

公 告

軽油引取税に係る免税軽油使用者証の無効公告

次に掲げる免税軽油使用者証は、紛失の日から無効とする。

令和6年8月20日

兵庫県知事 齋藤元彦

免税軽油使用者証

業種	記号・番号	有効期限	使用者の住所	交付県民局、 県民センター	紛失年月
船舶	A307620	令和8年6月14日	洲本市	淡路県民局	令和6年4月

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和6年8月20日

契約担当者

兵庫県知事 齋藤元彦

1 調達内容

- (1) 調達物品及び数量  
ファイルサーバ機器等一式（賃貸借）
- (2) 調達物品の特質等  
調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。
- (3) 賃貸借期間  
令和7年3月1日（土）から令和13年2月28日（金）まで（72箇月）
- (4) 納入場所  
NTT西日本神戸データセンター外（詳細は仕様書のとおり）
- (5) 入札方法  
上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額（月額）の110分の100に相当する金額で入札すること。

2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 入札の参加申込み及び入札の方法等

入札は、書面又は電子によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。

## (1) 書面による入札

ア 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県出納局物品管理課 担当 中山

電話 (078) 341-7711 内線4935 F A X (078) 362-3928

イ 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出期間、契約条項を示す期間並びに入札説明書の交付期間

令和6年8月20日(火)から同年9月3日(火)まで(兵庫県の休日を定める条例(平成元年兵庫県条例第15号)第2条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

ウ 入札の日時及び場所

令和6年10月1日(火)午後2時 兵庫県庁1号館1階入札室

エ 入札書の提出期限

上記ウの入札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵送等」という。)による入札については、令和6年9月30日(月)午後5時までに上記アの場所に必着のこと。

## (2) 電子による入札

兵庫県電子入札共同運営システム(以下「電子入札システム」という。)の利用による入札(以下「電子入札」という。)及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。

ア 参加申込みの期間

令和6年8月20日(火)から同年9月3日(火)まで(県の休日を除く。)の午前9時から午後8時まで(ただし、令和6年9月3日(火)は午後4時までとする。)

イ 入札の日時

令和6年9月24日(火)午後5時から同年10月1日(火)午後2時まで(県の休日を除く。)

ウ 開札日時及び場所は上記(1)ウに同じ

## 4 仕様確認等

(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

ア 受付期間

令和6年8月21日(水)から同年9月13日(金)まで(県の休日を除く。)の午前9時から午後4時まで(持参の場合は、正午から午後1時までを除く。)

なお、電子入札システムによる場合は、令和6年8月21日(水)から同年9月3日(火)まで(県の休日を除く。)の午前9時から午後8時まで(ただし、令和6年9月3日(火)は午後4時までとする。)の間に提出すること。

イ 受付場所

上記3(1)アに同じ

ウ 提出書類

(7) 仕様確認申込書及びカタログ等の仕様が確認できる書類

(4) 機能証明書(仕様書「6. 機器仕様等」に記載のとおり。)

エ 提出方法

電子入札システム、持参又はF A Xにより提出すること。

オ 確認の結果

令和6年9月24日(火)午後5時までに通知する。

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。

## 5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額に契約期間72箇月を乗じた額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。））の100分の5以上の額の入札保証金を令和6年9月27日（金）正午までに納付しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額に契約期間72箇月を乗じた額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。））の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納付しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しその保険証書を契約保証金に代えて提出する場合、「誓約書（契約保証金の免除についての誓約書）」を提出する場合、契約金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額に契約期間72箇月を乗じた額）が200万円以下の場合等は、契約保証金を免除する。

(4) 入札に関する条件

- ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うか、又は電子入札をすること。
- イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに納付されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和6年10月15日（火）までであること。
- ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- カ 入札書に入札金額、入札者の氏名があり、入札内容が分明であること。  
なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名があること（電子入札を除く。）。
- キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。  
なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。
- ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと（電子入札を除く。）。
- ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
- (7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
- (4) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

- (1) Name and title of head of the procuring entity:  
Saito Motohiko, Governor of Hyogo Prefecture
- (2) Nature of quantity of the product to be procured:  
1 set of file server equipment (leasing contract)
- (3) Lease period: March 1, 2025 - February 28, 2031
- (4) Delivery location:



イ 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出期間、契約条項を示す期間並びに入札説明書の交付期間

令和6年8月20日（火）から同年9月3日（火）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

ウ 入札の日時及び場所

令和6年10月1日（火）午後3時 兵庫県庁1号館1階入札室

エ 入札書の提出期限

上記ウの入札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、令和6年9月30日（月）午後5時までに上記アの場所に必着のこと。

## (2) 電子による入札

兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）の利用による入札（以下「電子入札」という。）及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。

ア 参加申込みの期間

令和6年8月20日（火）から同年9月3日（火）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後8時まで（ただし、令和6年9月3日（火）は午後4時までとする。）

イ 入札の日時

令和6年9月24日（火）午後5時から同年10月1日（火）午後3時まで（県の休日を除く。）

ウ 開札日時及び場所は上記(1)ウに同じ

## 4 仕様確認等

(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

ア 受付期間

令和6年8月21日（水）から同年9月13日（金）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（持参の場合は、正午から午後1時までを除く。）

なお、電子入札システムによる場合は、令和6年8月21日（水）から同年9月3日（火）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後8時まで（ただし、令和6年9月3日（火）は午後4時までとする。）の間に提出すること。

イ 受付場所

上記3(1)アに同じ

ウ 提出書類

仕様確認申込書及びカタログ等の仕様を確認できる書類

エ 提出方法

電子入札システム、持参又はFAXにより提出すること。

オ 確認の結果

令和6年9月24日（火）午後5時までに通知する。

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。

## 5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額に契約期間60箇月を乗じた額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。））の100分の5以上の額の入札保証金を令和6年9月27日（金）正午までに納付しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

## (3) 契約保証金

契約金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額に契約期間60箇月を乗じた額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。））の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納付しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しその保険証書を契約保証金に代えて提出する場合、「誓約書（契約保証金の免除についての誓約書）」を提出する場合、契約金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額に契約期間60箇月を乗じた額）が200万円以下の場合等は、契約保証金を免除する。

## (4) 入札に関する条件

- ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うか、又は電子入札をすること。
- イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時まで納付されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和6年10月15日（火）までであること。
- ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- カ 入札書に入札金額、入札者の氏名があり、入札内容が分明であること。  
なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名があること（電子入札を除く。）。
- キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。  
なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。
- ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと（電子入札を除く。）。
- ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
- (イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
  - (ロ) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

## (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

## (6) 契約書作成の要否

要作成

## (7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## (8) その他

詳細は、入札説明書による。

## 6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

- (1) Name and title of head of the procuring entity:  
Saito Motohiko, Governor of Hyogo Prefecture
- (2) Nature of quantity of the product to be procured:  
1 set of Hyogo Prefecture Phoenix Disaster Prevention System Disaster Prevention Terminal Equipment (leasing contract)
- (3) Lease period: February 1, 2025 - January 31, 2030
- (4) Delivery location:  
Hyogo Prefectural Disaster Management Center and 113 other locations
- (5) Deadline for the submission of tender application forms:  
16:00 September 3, 2024
- (6) Deadline for tender:  
15:00 October 1, 2024 by direct delivery, electronic bidding system  
17:00 September 30, 2024 by mail

(7) Person to contact concerning the Notice:  
 Ms. Nakayama, Personnel and Procurement Division, Treasury Bureau, Hyogo Prefectural Government  
 5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567  
 TEL (078)341-7711 extension 4935

教育委員会告示

兵庫県教育委員会告示第11号

博物館法（昭和26年法律第285号）第11条の規定により、次のとおり博物館を登録した。

令和6年8月20日

兵庫県教育委員会  
 教育長 藤原俊平

登録年月日	令和6年7月11日
登録番号	第33号
設置者の名称 及び住所	学校法人武庫川学院 兵庫県西宮市池開町137番地
名称	武庫川女子大学附属総合ミュージアム
所在地	兵庫県西宮市鳴尾町1丁目10-21
備考	種別 総合博物館

公安委員会告示

兵庫県公安委員会告示第194号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の2第4項第1号イの規定による兵庫県公安委員会が技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「技能検定員審査」という。）について、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条の規定により、次のとおり公示する。

令和6年8月20日

兵庫県公安委員会  
 委員長 澤田 隆

- 1 技能検定員審査の種類  
 技能検定員審査（大型）、技能検定員審査（中型）、技能検定員審査（準中型）、技能検定員審査（普通）、技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）、技能検定員審査（牽引）、技能検定員審査（大型二種）、技能検定員審査（中型二種）及び技能検定員審査（普通二種）
- 2 技能検定員審査の期日  
 令和6年10月5日（土）から同月18日（金）まで
- 3 技能検定員審査の場所  
 明石市荷山町1649番地の2 兵庫県警察本部交通部運転免許試験場
- 4 技能検定員審査の申請手続
  - (i) 提出書類
    - ア 審査申請書1通  
 審査申請書は、令和6年8月20日（火）から同月22日（木）までの午前9時から午後5時まで（最終日は、午後4時30分まで）の間に兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において配布する。  
 なお、郵送による受取を希望する場合は、受取人の住所、氏名及び郵便番号を明記した返信用封筒に84円相当額の郵便切手を貼り付けたものを同封して、郵送により、請求すること。
    - イ 技能検定員審査（大型）、技能検定員審査（中型）、技能検定員審査（準中型）、技能検定員審査（普通）、

技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）又は技能検定員審査（牽引）を受けようとする者は、当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証の写し

ウ 技能検定員審査（大型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証の写し及び技能検定員資格者証（大型）の写し

エ 技能検定員審査（中型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証の写し及び技能検定員資格者証（中型）の写し

オ 技能検定員審査（普通二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証の写し及び技能検定員資格者証（普通）の写し

カ 規則第17条の規定により、審査細目についての審査の一部を免除される者は、免除に該当する者であることを証する書類等の写し

(2) 提出期間

令和6年8月20日（火）から同月22日（木）までの午前9時から午後5時まで

(3) 提出先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

(4) 提出方法

原則として、本人が持参するものとする。ただし、郵送する場合は、書留郵便で送付することとし、令和6年8月22日（木）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(5) 審査手数料

ア 技能検定員審査（大型）、技能検定員審査（中型）又は技能検定員審査（準中型）を受けようとする者にあつては23,400円、技能検定員審査（普通）を受けようとする者にあつては19,500円、技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）又は技能検定員審査（牽引）を受けようとする者にあつては14,700円、技能検定員審査（大型二種）、技能検定員審査（中型二種）又は技能検定員審査（普通二種）を受けようとする者にあつては21,500円相当額の兵庫県収入証紙を審査申請書に貼り付けること。ただし、審査細目についての審査の一部を免除される者は、警察手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第38号）別表7の部備考2から4までの規定による額とする。

イ 審査手数料は、提出書類の受付後は返却しない。

5 携行品

運転免許証及び筆記用具

6 合格者の発表

令和6年11月12日（火）午後1時30分から、兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において、合格者の申請時の受理番号を掲示する。

なお、合格者には、技能検定員審査合格証明書を交付するものとし、法第99条の2第4項第2号イからホまでのいずれかに該当する者については、技能検定員資格者証を交付しない。

7 技能検定員審査についての問合せ先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

電話（078）912-1628 内線 433、434

兵庫県公安委員会告示第195号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の3第4項第1号イの規定による兵庫県公安委員会が自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「教習指導員審査」という。）について、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第2項において準用する規則第2条の規定により、次のとおり公示する。

令和6年8月20日

兵庫県公安委員会

委員長 澤田 隆

1 教習指導員審査の種類

教習指導員審査（大型）、教習指導員審査（中型）、教習指導員審査（準中型）、教習指導員審査（普通）、教習指導員審査（大特）、教習指導員審査（大自二）、教習指導員審査（普自二）、教習指導員審査（牽引）、

## 教習指導員審査（大型二種）、教習指導員審査（中型二種）及び教習指導員審査（普通二種）

## 2 教習指導員審査の期日

令和6年10月5日（土）から同月18日（金）まで

## 3 教習指導員審査の場所

明石市荷山町1649番地の2 兵庫県警察本部交通部運転免許試験場

## 4 教習指導員審査の申請手続

## (1) 提出書類

## ア 審査申請書1通

審査申請書は、令和6年8月20日（火）から同月22日（木）までの午前9時から午後5時まで（最終日は、午後4時30分まで）の間に兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において配布する。

なお、郵送による受取を希望する場合は、受取人の住所、氏名及び郵便番号を明記した返信用封筒に84円相当額の郵便切手を貼り付けたものを同封して、郵送により、請求すること。

イ 教習指導員審査（大型）、教習指導員審査（中型）、教習指導員審査（準中型）、教習指導員審査（普通）、教習指導員審査（大特）、教習指導員審査（大自二）、教習指導員審査（普自二）又は教習指導員審査（<sup>ひな</sup>牽引）を受けようとする者は、当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証の写し

ウ 教習指導員審査（大型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証の写し及び教習指導員資格者証（大型）の写し

エ 教習指導員審査（中型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証の写し及び教習指導員資格者証（中型）の写し

オ 教習指導員審査（普通二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証の写し及び教習指導員資格者証（普通）の写し

カ 規則第17条の規定により、審査細目についての審査の一部を免除される者は、免除に該当する者であることを証する書類等の写し

## (2) 提出期間

令和6年8月20日（火）から同月22日（木）までの午前9時から午後5時まで

## (3) 提出先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

## (4) 提出方法

原則として、本人が持参するものとする。ただし、郵送する場合は、書留郵便で送付することとし、令和6年8月22日（木）までの消印のあるものに限り受け付ける。

## (5) 審査手数料

ア 教習指導員審査（大型）、教習指導員審査（中型）又は教習指導員審査（準中型）を受けようとする者にあつては14,550円、教習指導員審査（普通）を受けようとする者にあつては11,850円、教習指導員審査（大特）、教習指導員審査（大自二）、教習指導員審査（普自二）又は教習指導員審査（<sup>ひな</sup>牽引）を受けようとする者にあつては9,650円、教習指導員審査（大型二種）、教習指導員審査（中型二種）又は教習指導員審査（普通二種）を受けようとする者にあつては12,450円相当額の兵庫県収入証紙を審査申請書に貼り付けること。ただし、審査細目についての審査の一部を免除される者は、警察手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第38号）別表7の部備考5から7までの規定による額とする。

イ 審査手数料は、提出書類の受付後は返却しない。

## 5 携行品

運転免許証及び筆記用具

## 6 合格者の発表

令和6年11月12日（火）午後1時30分から、兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において、合格者の申請時の受理番号を掲示する。

なお、合格者には、教習指導員審査合格証明書を交付するものとし、法第99条の3第4項第2号イからハまでのいずれかに該当する者については、教習指導員資格者証を交付しない。

## 7 教習指導員審査についての問合せ先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

電話（078）912-1628 内線433、434